

ベストインシュアランス 勧誘方針

当社は「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、勧誘方針を次のとおり定め、保険商品をはじめとする各種金融商品の適正な販売活動に努めます。

1. 各種の法令等を遵守し適切な勧誘・販売に努めます

- (1)保険業法、金融サービスの提供に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- (2)お客さまへの適切な勧誘・販売を適切に行うために必要な社内の管理態勢を整備するとともに、役職員に対して十分なコンプライアンス教育を行います。
- (3)お客さまに関する情報は、当社で定めたプライバシーポリシーに則り、適切な管理・取扱いを行います。
- (4)保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得止に努めます。

2. お客様のご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます

- (1)お客様のご意向を把握するとともに、商品やサービス等に関するお客様の知識、経験、財産の状況、購入の目的等を十分 総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な商品をご選択いただけるよう、保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。
- (2)高齢者に対する保険販売に際しては、十分な理解をいただくために必要な場合には、複数回の面談やご家族へのご相談、商品説明、申込時のご家族の同席を依頼する等して、お客様に十分にご理解いただいたうえで加入いただくことに努めます。
- (3)障がい者に対する保険販売に際しては、障がいの状態により不当な差別的扱いは行わず、どのような対応をご希望されているかを丁寧に把握したうえで、必要かつ合理的な配慮と柔軟な対応を行うよう努めます。
- (4)外貨建の保険、変額年金保険等、国内外の経済状況や市場の動向に大きく影響される投資性商品については、商品内容、リスク内容、取引に係る手数料をはじめとする費用等について誤解のないよう正確な情報のご提供の他、特にお客さまの加入目的や金融商品取引に関する知識・経験、財産の状況および商品購入の目的などを総合的に勘案して、お客様に最適な商品を選択していただけるよう、適切な情報のご提供に努めます。
- (5)保険商品・サービス等のご説明にあたり、お客様と直接対面しない保険商品販売を行う場合も含め、販売形態に応じて説明方法等を工夫し、お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう努めます。
- (6)保険商品販売やサービス提供等に際しては、お客様のご迷惑とならないように時間帯・場所・方法等に十分配慮いたします。

3. お客さまにご満足いただけるサービスのご提供に努めます

- (1) お客さまからのお問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- (2) 保険事故が発生した場合は、保険金のお支払い等が迅速かつ適切に進行するよう、保険金等のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めます。
- (3) お客さまからいただく様々なご意見を収集し、保険商品販売ならびにサービスのご提供に活かし、お客さまの満足度をより高められるように努めます。
- (4) 個人・法人それぞれの分野のお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防をするための『アクティブケア(一歩先の心遣い)』コンセプトに基づくサービスのご提供に努めます。
- (5) お客さまに信頼される保険代理店となるため、コンサルティング能力の向上に努めます。

4. 重要事項等をご説明します

- (1) 保険契約の内容およびご契約に関する重要事項等については、「ご契約のしおり・約款」「契約概要」「注意喚起情報」等の書面の交付等により説明を行い、お客さまが十分に理解された上でご加入いただくよう努めます。また、「パンフレット」等の募集資料は、引受保険会社の規定に従った適正なものを使用します。
- (2) 保険募集人に対しては、定期的に商品内容、お客さまに対して説明すべき事項、説明に際して考慮すべき事項および説明方法等についての研修、勉強会等を行い、お客さまに対して十分なご説明ができる態勢の強化に努めます。

5. 公金の取扱い

お客さまからお預かりする公金については、遅延なく処理を行うとともに、私金とは厳格に区別して取扱います。また、割引・割戻し・立替といった特別利益の提供はいたしません。

6. お客さまに関する情報を適正に取扱います

お客さまのプライバシーを保護する観点から、お客さまに関する情報は業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取扱いいたします。

以上